

厚生労働大臣

上野 賢一郎 様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

会 長 澤 田 豊

介護福祉士養成教育に対する支援について（要望）

2040 年には、65 歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口が増加する。このように一層の高齢化が進むとともに、認知症高齢者の増加や独居の高齢者等の増加も見込まれる。一方で、現役世代の生産年齢人口の減少も見込まれ、どのように高齢者を支えていくかが喫緊の課題となっている。

また、地域のサービス需要の変化等に対応するため、2040 年に向けて、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の一層の連携を図り、医療・介護・予防・生活支援等の包括的な確保を図っていく必要性が指摘されております。

このような状況のもと、次代をになう介護人材養成教育の現状については、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下、「協会」という。）、及び大学 54 校、短期大学 37 校、及び専門学校等 181 校で構成する協会会員の介護福祉士養成施設（以下、「養成校」という。）は、介護人材の中核的役割を果たすべく高い専門性と優れた資質を有する介護福祉士を継続的・安定的に社会に送り出すため、教育内容の充実に努めるなどしてきております。

しかしながら、当協会の調査では養成校への入学者数は平成 18 年には 19,289 人であったものが令和 7 年は 7,356 人と約 4 割に減少しております。また、会員校の課程数も平成 20 年の 507 課程をピークに令和 6 年には 272 課程まで減少し、このうち廃課を前提に募集を停止するなどのため入学者がいない短期大学・専門学校が 10 課程あります。また入学者がいる短期大学・専門学校 208 課程のうちでも、ほとんどが経営的に赤字となっていると想定される「定員充足率が 50%以下となっている課程」が 97 課程あり、養成校を取りまく経営環境は一段と厳しいものになってきています。

このままでは養成校はますます減少することは必定であり、体系化された養成教育のもと知識と技術を修得した質の高い介護福祉士の輩出に支障をきたし、社会の要請や施策の動向に応じていくことが不可能になることが予想されています。

これらに対応するため、当協会としては、養成校の卒業生に対してこれまで行ってきた卒業時共通試験（現在は学力評価試験）の信頼性に負託いただき、養成校の卒業生に係る介護福祉士資格取得のための国家試験受験義務の見直しが必要であると考えております。

更に、今後、地域包括ケアシステム、自立支援・重度化防止の推進及び科学的介護の推進など利用者のニーズに適切に対応し、介護人材の確保とマネジメント力を備えたリーダーの育成など施策の動向に応じていくためにも、下記の要望事項について、厚生労働省における積極的な対応をお願いするものであります。

記

1. 養成校の卒業生に係る介護福祉士資格取得の経過措置の延長について

養成校卒業生に係る介護福祉士資格取得の一元化に関し、令和8年度までに養成校を卒業する者について、介護福祉士資格取得の経過措置を講ずることとされている。

一方、介護福祉士を目指す外国人留学生の養成校への入学者数は、令和7年度は170校に4,074人の外国人留学生が入学しており、全入学者数7,356人の約55%を占めていて、学校経営において重要な存在となっております。

外国人留学生の合格率は協会会員各校の努力もあり、直近では約5割と上昇してきているものの、日本人学生の合格率と遜色ない合格率とするには経過措置が終了する令和8年度から更に多くの年数を要すると想定している。令和8年度に経過措置が終了した後は、多数の外国人留学生が介護福祉士資格を取得できないこととなり、この結果、養成校の入学希望者には資格を取得できない場合の次の2つの障害があると想定するため養成校への入学者が激減し介護施設に送れなくなると推定しております。

- (1) 養成校で学び、介護の業務に従事したとしても、養成校で学んでいない「技能実習」や「特定技能」の者と同等の待遇となる可能性が高いこと
- (2) 卒業後に介護の業務に従事したとしても、介護福祉士等修学資金貸付金を返済することとなる可能性が高いこと

また、外国人留学生にとって、在留資格「介護」により日本で長期的に働きやすいことや治安の良さなどから日本で介護の業務に従事することのメリットはあるものの、近年は円安が進み母国以外の国で働く場合に日本を選ぶことのメリットが薄れている状況もあります。

こうした現状に鑑み、多くの外国人留学生を受け入れ、専門性を持った人材の養成を図ることにより、学校経営を安定化させるとともに、より多くの優秀な介護人材を確保しつつ更なる介護人材の不足を解消するため、当該経過措置について5年程度の間、更に延長されるように図っていただきたい。

2. 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について

近年、外国人留学生の増加に伴い、保証人の確保が難しいなど、当該留学生の修学資金貸付制度利用の要望に十分に対応できない事態が発生しています。ついては、国として、都道府県での貸出については統一的運用を確保させ、外国人留学生を含む利用希望者への要望に十分に対応できるよう指導の徹底を図っていただきたい。

3. 外国人留学生の受入れに対する支援について

外国人留学生が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を予定する外国人留学生に対する日本語学習の支援や相談支援等の実施等による教育環境の整備を推進するため、人件費等の経費に対する支援等の助成金の措置を講じていただきたい。

4. 養成校への財政的支援について

地域の小学校・中学校・高等学校の教職員や生徒に対して介護の魅力を発信するため

に養成校が行う活動は、養成校入学者の勧誘にとどまらず広い意味で介護への理解を深めているものであり、この活動について財政的支援を図っていただきたい。

更に、定員充足率や国家試験の合格率等、一定の評価指標のもとに養成校の取り組みが評価され、より一層の努力を奨励するような財政的な支援も検討していただきたい。

また、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定されている学校以外の養成校は、文部科学省所管の私立大学等経常経費補助金等の交付対象ではなく、同省から財政的支援を得られないことから、厚生労働省は、養成校に対して、文部科学省が交付している補助金相当額の財政的支援を速やかに図っていただきたい。また、文部科学省に対して、養成校にも私立大学等経常経費補助金等が受けられるよう要請して頂きたい。このほか、地域医療介護総合確保基金の事業において、養成校の教育内容向上のための体制整備に財政支援を図っていただきたい。

5. デジタル化に対応した教育の基盤整備について

近年、介護施設ではICT活用が図られてきており、養成校においてもこれを前提とした教育が必要になってきており、電子黒板やタブレットの整備、Wi-Fiの環境整備等デジタル化に対応した教育の基盤整備にかかる費用の助成金の措置を講じていただきたい。

6. 介護福祉士の処遇改善について

介護職の中核的役割を果たすべき介護福祉士は、さまざまな困難な課題に対応できる知識と技術に裏付けられた高い専門性が求められている。魅力ある専門職の職業として社会的に認知され、拡大する福祉・介護ニーズに対応して行くためには他の分野の職業と比較して劣らない適切な給与水準の確保について、関係各団体等と連携して要望するものであり、その確保を図っていただきたい。

7. 新たな上位資格創設の支援について

第9期介護保険事業計画においては「自立支援・重度化防止」「LIFEに対応した可視化・デジタル化」「介護保険制度を十分理解したマネジメント」「感染症予防や災害」などがポイントとなるなどとされています。しかしながら近年、高齢者の認知症に対する多角的な支援や地域における共生づくりの充実や医療介護の連携の必要性など、介護を巡る多くの課題が山積している中、現在、当協会に参加する多くの養成校において進めている介護福祉士養成がこれらに十分対応できていない状況は看過できない喫緊の課題であります。このため、当協会では今後これらに対応できる人材の必要性に鑑み、これらの課題に対応できる人材の養成を目指して検討を行っています。この検討を行っていく上で更なる専門性を身に着けた上位資格の実現に向け、ご理解ご支援をいただきたい。